



神戸市にお住まいのひとり親家庭のみなさまへ
神戸市養育費に関する**保証会社の利用費**補助金事業のご案内

1. 目的・内容

ひとり親家庭の母又は父(現に子を扶養している方)の養育費の取り決め内容の債務名義化を促進し、継続した養育費の履行確保を図るために、保証会社と養育費保証契約を締結する際にかかる本人負担費用(保証料)を補助するものです。養育費保証契約とは、当事者以外の第三者を介し、養育費の未払いが発生した場合に第三者が立て替え、督促するものです。

※債務名義とは、強制執行の手続きをすることができる文書で、請求権(養育費)の存在、範囲、債権者、債務者を表示した公の文書のことで、具体的には確定判決や強制執行認諾約款付公正証書、調停調書などです。

2. 対象者

神戸市にお住まいのひとり親家庭の母又は父で、次の要件を全て満たす方

- ・養育費の取り決めにかかる債務名義(確定判決、強制執行認諾約款付公正証書、調停調書等)を有していること
- ・養育費の取り決めの対象となる児童(20歳未満の者)を現に扶養していること
- ・保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結していること
- ・過去に養育費に関する保証会社の利用費補助金を受給していないこと

※所得制限なし

3. 補助経費

保証会社と養育費保証契約を締結する際に要する経費の内、保証料として本人が負担する費用

4. 補助額

保証料(月額養育費)と5万円を比較して少ない方の額(上限5万円) ※1人1回限り

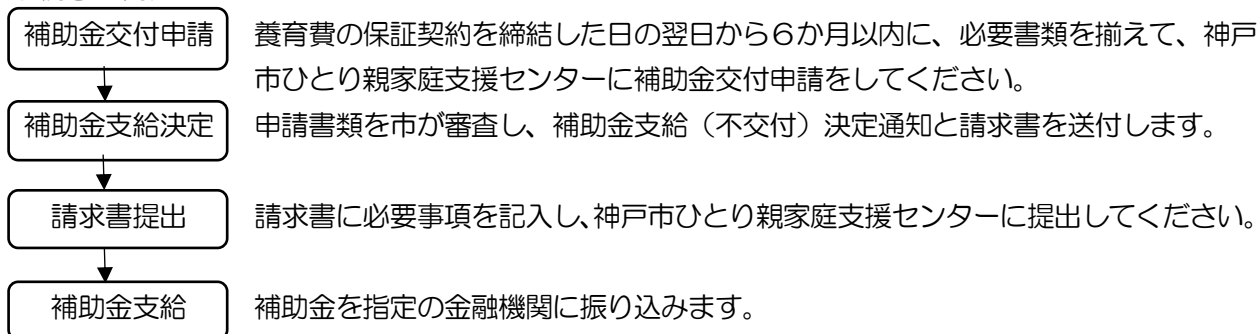
5. 申請方法・申請期日・申請窓口

養育費の保証契約を締結した日(令和2年4月1日以降の日に限る)の翌日から6か月以内に、必要な書類を添付して、神戸市ひとり親家庭支援センターに郵送又は持参によりお申し込みください。

※区役所での受付はできません。ご了承ください。

※対象となるご本人が申請してください。

6. 手続きの流れ



7. 提出書類

・補助金交付申請のとき

(1) 養育費に関する保証会社の利用費補助金交付申請書

(2) 児童扶養手当証書の写し

児童扶養手当を受給していない方は、本人及び対象児童の戸籍謄本、世帯全員の住民票が必要です。

(3) 補助経費の領収書（又はクレジット契約証明書）

領収書には、①宛先②領収年月日③領収金額④取引内容（但し書き）⑤領収者の住所及び氏名、領収印が必要です。

(4) 養育費の取り決めを交わした文書

確定判決や強制執行認諾約款付公正証書、調停調書など、債務名義化した文書に限ります。

(5) 保証会社と締結した養育費保証書（保証期間は1年以上とする）

(6) 振込先のわかるもの（通帳の写しなど）

(7) その他、市長が必要と認めるもの

必要に応じてお願いすることがあります。

・補助金支給のとき

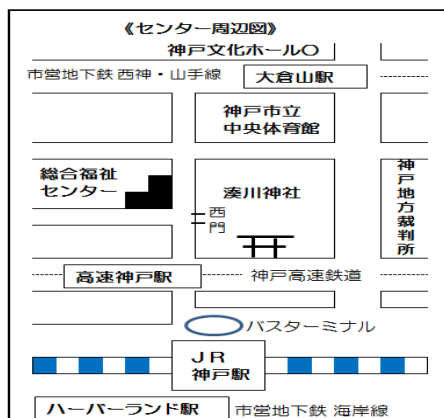
(1) 請求書

※補助金交付申請書と請求書には、必ず同じ印鑑を使用してください。

《 お申込み・お問い合わせ 》

神戸市ひとり親家庭支援センター（☎078-341-4532）

〒650-0016 神戸市中央区橋通3丁目4-1（神戸市総合福祉センター3階）



〈最寄駅〉

神戸高速「高速神戸駅」徒歩2分

JR「神戸駅」徒歩10分

市営地下鉄「大倉山駅」徒歩3分

「ハーバーランド駅」徒歩12分

神戸市バス「大倉山駅」徒歩3分

※専用駐車場はありません



養育費・面会交流などに関して、ご心配なことや、困っていることはありませんか？

そんな時は、ぜひ「養育費・面会交流等専門相談」をご活用ください！

この他、無料法律相談や養育費に関する公正証書等作成費補助なども実施しています。
神戸市ひとり親家庭支援センターでお申込を受け付けますので、気軽にご連絡ください。